

港則法第39条第4項に基づく『むつ小川原港長勧告』発出基準

| 区分 | 種類 | 発動の基準及び時期 | 解除の基準及び時期 | 船舶等がとる措置事項 | 備考 |
|------------|-----|---|---|--|---|
| 警戒勧告（第一体制） | 津波 | 気象庁から青森県太平洋沿岸に『津波注意報』が発表された場合 | 左記『津波注意報』が解除された場合 | 1 在港船舶は、荷役・工事作業等を中止し、必要に応じて直ちに避難できるよう機関スタンバイ等の所要の措置をとる。 2 工事・作業現場においては、津波の来襲に備え、資材等の流出防止措置を取る。 3 関連情報の収集に努め、状況により港外避難とする。 4 DWT5,000トン以上の船舶、外国船籍の貨物船又はタンカー、危険物積載船（以後、「大型船等」という。）の着岸する岸壁の管理者は、警戒勧告又は避難勧告の発出時の対応について、運用指針（津波対策マニュアル等）を事前に策定し、着岸船舶と共有すること。 5 入港船は、入港を見合わせる。 | |
| | 台風 | （発動の基準） 青森地方気象台から「台風に関する青森県気象情報」等により、六ヶ所村又は三八上北が当該台風の強風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合 （時期） 強風域に入る24時間以上前 | むつ小川原港が台風の強風域に入るおそれが無くなった又は影響が軽微であると判断された場合 | | |
| | 低気圧 | （発動の基準） 青森地方気象台から、六ヶ所村又は三八上北に『暴風（雪）警報』が発表された場合は即時、同気象台から「低気圧に関する青森県気象情報（府県情報）」等により、同地区に『暴風（雪）警報』のおそれがある旨言及した場合 （時期） 上記警報が発表されると予想される24時間以上前 ※ただし、その予想風向が東寄りの風（北北東～東～南南東）の場合、又は『波浪警報』が併せて発表される場合は、むつ小川原港の特性から港内の静穏度の悪化及び沖合いが極度の荒天が予想されるため、前広かつ慎重な対策が必要であること。また警戒勧告を発出せずに避難勧告を発出する場合があることに留意すること。 | 左記『暴風（雪）警報』が解除された場合 | 各船舶の船長又は船舶所有者（運航者等も含む。）は、自船の堪航性や係留場所並びに天候の状況及び推移に応じた対応策（荷役・作業の実施の適否、陸揚げ、係留強化、沖出し等の具体的方針）を策定して関係者と共有する。 なお、大型船等は、避難勧告が発出された際に港外の安全な海域に避難が完了する対応策を策定することを原則とし、その対応策については避難計画（別様式）を、むつ小川原港長に提出するとともに関係者と共有する。 ※ 避難計画を共有する等の関係者とは、船舶代理店、荷受人、岸壁管理者、曳船会社、水先人（出港時に必要な船舶に限る。）、その他自船の運航に関係する者を言う。（以下、同じ。） | 発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて昼間において発出する。 解除にあつては、当該時期に発出する。 |

| 区分 | 種類 | 発動の基準及び時期 | 解除の基準及び時期 | 船舶等がとる措置事項 | 備考 |
|------------|-----|--|--|---|---|
| 避難勧告（第二体制） | 津波 | 気象庁から青森県太平洋沿岸に『津波警報』又は『大津波警報』が発表された場合 | 左記『津波警報』又は『大津波警報』が解除された場合 | <p>【在港船舶】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖出し避難可能な船舶は、速やかに避難する。 ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合、無理な沖出しが事故に繋がることも考えられることから、特に小型船は、人命の保護に配慮し、乗員の高台等への避難を考慮すること。 2 前項以外の船舶は、可能な限り上架固縛強化、係留強化等の最善の措置をとり、人員は速やかに陸上の安全な場所へ避難する。 3 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置をとり、速やかに陸上の安全な場所へ避難する。 4 大型船等は、運用指針（津波対応マニュアル等）に従い対応するとともに、関係者及びむつ小川原港長に速報する。 （遠地津波等により避難までの時間的余裕のある場合には、むつ小川原港長から避難計画（別様式）の提出を求めることがある。） <p>【入港船舶】</p> <p>入港を見合わせ、できる限り水深の深い沖合いに避難すること。</p> | |
| | 台風 | <p>（発動の基準）</p> <p>青森地方気象台から「台風に関する青森県気象情報」等により、六ヶ所村又は三八上北が当該台風の暴風域に入る予報を発表した場合、又はそのおそれについて気象情報等により言及した場合</p> <p>（時期）</p> <p>強風域に入る12時間以上前</p> | <p>むつ小川原港が台風の暴風域に入るおそれが無くなった場合又は台風の暴風域が通り過ぎた場合 （強風域圏内に再び入った場合でも、警戒勧告の再発出はしない。）</p> | <p>【大型船等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難計画（別様式）に従った措置を行うとともに、関係者及びむつ小川原港長に対応策を速報する。 <p>【旅客船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 運航基準に基づき安全対策をとる。 <p>【小型船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 陸揚げ又は係留強化をする。 <p>【工事作業船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 作業を中止し、入港避難後、係留強化をする。 <p>【その他の船舶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 早期の他港湾への避難又は沖出し避難、係留強化、機関準備等の最善の措置をとる。 | |
| | 低気圧 | <p>（発動の基準）</p> <p>青森地方気象台から、六ヶ所村又は三八上北に『暴風（雪）警報』が発表され、その予想風向が東寄り（北北東～東～南南東）の場合、かつ、『波浪警報』が併せて発表された場合は即時、同気象台から「低気圧に関する青森県気象情報（府県情報）」等により、同地区に『暴風（雪）警報』及び『波浪警報』のおそれがある旨言及した場合</p> <p>（時期）</p> <p>上記警報が発表されると予想される12時間以上前</p> | <p>左記『暴風（雪）警報』及び『波浪警報』が解除された場合</p> | | <p>発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて昼間において発出する。 解除にあつては、当該時期に発出する。</p> |